

用紙の文字数は30字×34行数で作成します。

協議離婚書

〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）
は、つぎのとおり協議により離婚することに合意した。

第1条（離婚の合意） 甲と乙は、本日、協議離婚する事に合意し、

甲は離婚届用紙に所定の事項を記載して署名押印し、乙に右届出
を託すことし、乙は、速やかにこれを届け出る。

第2条（親権者） 甲と乙は、甲乙間の長男〇〇〇〇（〇年〇月〇

日生、以下「丙」という）及び長女〇〇〇〇（〇年〇月〇日生、

以下「丁」という）の親権者を母である乙と定め、同人において
監護養育する。

第3条（養育費） 甲は、乙に対し、丙丁の養育費として、〇年〇

月から同人が大学又はこれに準じる高等教育機関を卒業する月

（ただし、大学に進学しない場合は、同人らがそれぞれ満二十歳
に達する月）まで、一人につき一カ月〇万円を、毎月末日限り、

乙の指定する丙及び丁名義の下記口座に振り込み送金する方法に
より支払う（振込手数料は甲の負担とする）。

記

①〇〇銀行〇〇〇支店 普通預金口座 1 2 3 4 5 6 7 8

口座名義〇〇〇〇 (丙氏名)

②△△銀行△△支店 普通預金口座 8 7 6 5 4 3 2 1

口座名義〇〇〇〇 (丁氏名)

2 甲及び乙は、上記に定めるほか、丙及び丁に関し、入学や入院等の特別な費用を要する場合は、お互いに協議して分担額を定める。

第4条 (面会交渉) 乙は、甲が丙及び丁と、月一回程度、面接交渉する事を認める。その具体的な日時、場所、方法等は子の福祉を尊重し、当事者間で協議する。

2 やむを得ない事情で日程を変更する必要があるときは、可能な限り早期に連絡を取り合い、誠意をもって日程変更の協議をすることとする。

第5条 (財産分与1) 甲と乙は、別紙不動産目録記載の居宅及び土地を共同して売却するよう努力する。

**別紙で不動産目録を作成します。
建物・土地の登記事項証明書などが必要になります。**

第9条（通知義務） 甲及び乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく書面により相手方にこれを通知するものとする。

第10条（清算条項） 甲及び乙は、本件離婚に関する一切を解決したものとし、本条項に定めるほか、相手方に対し金銭支払いその他の請求をしないものとする。

第11条（管轄合意） 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的裁判所とすることを合意する。

上記協議の成立を証するため、本協議書2通を作成し、各自署名捺印の上、各その1通を保有するものとする。

〇年〇月〇日

甲： _____ 住所： _____

連絡先： _____

乙： _____ 住所： _____

連絡先： _____

協議離婚書を作成した日付と、離婚されるお二人の署名捺印が必要になります。

全てが整っていないと無効になる可能性があります。